

平成20年8月15日
厚生労働省
農林水産省

対日輸出認定施設等の現地査察の実施等について

厚生労働省及び農林水産省においては、米国における対日輸出認定施設について、対日輸出条件の遵守状況等を確認するため、以下のとおり、担当者を派遣することとしましたので、お知らせします。

なお、今回の現地査察は、米国産牛肉の混載事案についての米国農務省の調査報告書が別添[※]のとおり提出されましたので、これらの施設を含めて実施することとしており、これらの施設の混載事案については、その結果を踏まえて適切に対応します。

- 注) ① スミスフィールド社サウダートン工場を出荷施設とする21か月齢の牛由来の牛肉等の混載（平成20年1月12日事案公表）
② ナショナルビーフ社カリフォルニア工場を出荷施設とする骨付きショートロインの混載（平成20年4月23日事案公表）

また、今般ひき肉の混載事例が確認されたカーギル社ドッジシティ工場についても、現地において米側の原因究明の状況等について情報収集することとしています。

- 1 日程
平成20年8月17日（日）～8月31日（日）（15日間）
- 2 出張者
厚生労働省及び農林水産省の担当者
- 3 査察場所
対日輸出認定施設等10か所（アリゾナ州、カリフォルニア州、カンザス州、コロラド州、ネブラスカ州及びペンシルバニア州）

【問い合わせ先】

連絡先：厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
代表：03-5253-1111（内線2455）
直通：03-3595-2337
担当：森田

連絡先：農林水産省消費・安全局
動物衛生課
代表：03-3502-8111（内線4581）
直通：03-3502-5994
担当：川本
当資料の農林水産省ホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/index.html>

現地査察の日程

月 日	チーム①	チーム②
17日(日)	成田発 デンバー(コロラド州)着	成田発 フィラデルフィア(ペンシルバニア州)着
18日(月)	スイフト社 グリーリー工場(コロラド州)	マーチョファームズプレミアムヴィール社(ペンシルバニア州) (注1)
19日(火)	同上	スミスフィールド社 サウダートン工場(ペンシルバニア州)
20日(水)	ナショナルビーフ社 カリフォルニア工場(カリフォルニア州)	同上
21日(木)	同上	【カーギル社ドッジシティ工場(カンザス州)】(注2)
22日(金)	ハリスランチ社 (カリフォルニア州)	クリークストーン社(カンザス州)
23日(土)	(移動日)	(移動日)
24日(日)	(移動日)	(移動日)
25日(月)	スミスフィールド社 トレソン工場(アリゾナ州)	カーギル社 スカイラー工場(ネブラスカ州)
26日(火)	同上	同上
27日(水)	(移動日)	タイソン社 ダコタシティ工場(ネブラスカ州)
28日(木)	スカイラークミート社 (ネブラスカ州)	同上
29日(金)	出口会合(ネブラスカ州)	出口会合(ネブラスカ州)
30日(土)	オマハ発	オマハ発
31日(日)	成田着	成田着
	5施設	5施設

(注1) 米側が新規認定を予定している施設

(注2) カーギル社ドッジシティ工場については、今回現地査察の実施はなく、現地において、今般のひき肉混載事例に関する米側の原因究明の状況等について情報収集を行うもの。

米国産牛肉（月齢条件違反）の混載事例に関する
米国農務省の調査報告書について

- 1 8月14日、米国産牛肉の混載事例（スミスフィールド社サウダートン工場（旧モイヤーパッキング工場））について、米国農務省から別紙1（英文・仮訳）の原因と改善措置に関する調査報告書が提出されました。
- 2 当該調査報告書の概要は以下のとおりです。
 - ① 今回の混載事例の原因は、
 - ア 月齢計算用のコンピュータ^(※)のうち、1台のプログラムにおいて「21か月齢未満」（「<21」）とするところが「21か月齢以下」（「≤21」）となっていたため、21か月齢の牛由来の牛肉が混入したという、プログラム作成時の人的エラーによる。
 - ※ 生年月日を入力すると自動的に月齢を計算し、日本向けに適合するものか否かを判別するコンピュータ
 - イ なお、当該プログラム利用開始前に行われた検証は、当該プログラムが正しいという認識の元で作業する施設のIT部門の担当者により行われていた。
 - ② 当該施設については改善措置として、以下を実施。
 - ア 月齢計算プログラムについて「21か月齢未満」の枝肉のみが適格である旨識別されるよう（「<21」に）再プログラムした。
 - イ 本プログラムについては、継続的に、施設のIT部門による検査及び品質保証部門による検証を実施する。
 - ウ と殺前に、データ入力者以外の担当者が生年月日を検証し、文書化する
 - エ 部分肉加工前に枝肉に由来する牛の生年月日等のデータが対日輸出適格なものであるか確認するとともに、対日処理後出荷前にも再確認する。
- 3 当該報告書を受けて、厚生労働省と農林水産省は、当該施設に対して査察を行い、その結果を踏まえ適切に対応することとします。

米国産牛肉（骨付きショートロイン）の混載事例に関する
米国農務省の調査報告書について

- 1 8月14日、米国産牛肉の混載事例（ナショナルビーフ社カリフォルニア工場）について、米国農務省から別紙2の原因と改善措置に関する調査報告書が提出されました。
- 2 当該調査報告書の概要は以下のとおりです。
 - ① ばら肉とショートロインは、それぞれ異なるラインで部分肉加工、袋詰め、箱詰めされているが、今回の事案の原因は、箱が損傷したショートロイン（20か月齢以下だが日本向けではないもの）を新しい箱に再箱詰めした際に、あらかじめ、「日本向け」ラベルが貼り付けられた箱を誤って使用したという人的エラーによる。
 - ② 当該施設については改善措置として、以下を実施。
 - ア 日本向けばら肉には、他国向けと異なる白い箱を使用。
 - イ 箱にあらかじめ「日本向け」ラベルを貼り付けることを禁止し、日本向け製品の箱詰めを行う全てのエリアに対し、品質保証部門の担当者が、ラベルの貼り付け禁止の遵守状況を1時間ごとに監査。
 - ウ 日本向けの製品は、箱詰め後封印前（箱が損傷した場合には再箱詰め後も）に全ての箱の内容と表示の同一性を確認し、箱詰めミスがチェックされるようマニュアルを改善。
 - エ 従業員のトレーニングを実施。
 - ③ 米国農務省は、全ての対日輸出施設に対し、輸出適格品のみが確実に輸出されるよう、日本向け輸出証明書発給条件に改めて注意喚起を記述。
- 3 当該報告書を受けて、厚生労働省と農林水産省は、当該施設に対して査察を行い、その結果を踏まえ適切に対応することとします。